

平成23年4月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(少コ)第5号 売買代金請求事件

口頭弁論終結日 平成23年3月24日

少 額 訴 訟 判 決

愛知県小牧市大字野口1866番地の5

原 告 シマダ機工有限会社

同代表者代表取締役 嶋 田 吉 晃

東京都千代田区神田佐久間町2丁目13番地

被 告 サイ・アイ株式会社

同代表者代表取締役 野 崎 忠 司

主 文

- 1 被告は、原告に対し、3万7800円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

1 請求

主文と同旨

2 請求原因等の要旨

- (1) 原告は、機械器具製造等を目的とする会社であるが、被告に対し、平成22年5月28日、機械部品ナイトスコープ前面、同裏面各12個を代金7万5600円、支払期日平成22年7月20日(毎月20日締め、翌月20日払い)で売り渡した。
- (2) 被告は、上記部品を不良品と称し代金を支払わないので、その代金等を求めるべきところ、本件諸事情を斟酌し、請求を代金の半額に減縮した。

3 理由

被告は、この事件の口頭弁論期日に出席しないが、陳述したとみなされる答弁書等では、原告納品の本件部品は前面部品の止めネジ穴の位置がずれていて止めネジが付けられない不良品であって、検収(受領)できないから支払義務はないと主張した。

本件契約が原被告間で締結され、本件部品が被告に納付されたものの、被告が不良品を理由に納品を拒み、本件部品の瑕疵が前面部品のネジ穴位置にあることは当事者間に争いが無い。

争いのない事実、証拠(甲1, 2, 原告本人尋問の結果)、弁論の全趣旨によれば、被告は本件部品の製作発注に際し、板金加工ケース(以下「本体」という。)に本件表裏部品を組付ける際、段差が生じないように付言すると共にサンプルと図面を送付し、原告は、被告の指図に従い、本体と表裏部品の肩付近

に段差が生じないようネジ穴位置等を微調整して被告の要望に添うよう本件部品を製作したことが認められ、結果的に本体の僅かな捻れによって、捻れを修正しないままでは本件前面部品のネジ穴位置でネジ止めできない製品となったことは認められるが、被告は本件部品の発注に際し、仕上がり具合の微調整を受注者の原告に委ねており、原告が図面に基づき本体と本件表裏部品の接合部分に段差ができないよう微調整してネジ穴位置を図面に基づき決めたのは、被告の指図の許容範囲内であったと認めるのが相当であり、原被告間に十分な意見交換等がなかったきわみはあるものの、本体の捻れを微調整すれば、本件前面部品のネジ穴位置でも本体にネジ止めが可能であり、かつ、比較的容易にその捻れを微調整できるにも拘わらず、本件前面部品の僅かなネジ穴位置のずれ（差）をもって本件部品を直ちに不良品とまでは認めることができず、他にこれを覆すに足る証拠はない。

以上によれば、本件部品は不良品とまでは認められず、原告が本件部品を提供した以上、被告は代金支払義務を免れず、原告の請求は理由があるから主文のとおり判決する。

春日井簡易裁判所

裁判官 渡邊直紀

これは正本である。

平成23年4月14日

春日井簡易裁判所

裁判所書記官 坂野美和

